指定給水工事事業者の新規・更新申請について

□新規・更新に必要な書類□

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 個人 | 法人 | 必要書類 | 備考 |
| 〇 | 〇 | 指定給水装置工事事業者指定申請書 | 表面・裏面あり |
| 〇 | 〇 | 機械器具調書 |  |
| 〇 | 〇 | 誓約書 |  |
| 〇 |  | 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し | 発行日から3か月以内のもの |
|  | 〇 | 定款の写し | 直近のもの |
|  | 〇 | 登記簿謄本又は記載事項証明書 | 発行日から3か月以内のもの |
| 〇 | 〇 | 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 |  |
| 〇 | 〇 | 主任技術者の免状又は技術者証の写し | 主任技術者選任の添付書類 |
| 〇 | 〇 | 給水装置工事事業者　指定・更新時確認事項 |  |

１指定給水装置工事事業者指定・更新申請書（表・裏面）

1. 氏名又は名称及び住所欄には、法人は会社名及び代表者の役職、氏名を記入してく

ださい。

1. 給水区域において、給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び住所並びに事業者において選任される給水装置工事主任技術者の氏名及び免状の交付番号を記入してください。（複数の選任も可）
2. 事業の範囲（例：給水装置工事　等）

２機械器具調書

1. 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数量
2. 水道法第25条の3第1項第2号に定める機械器具を有すること。

３誓約書

次のいずれにも該当しない者であること。

1. 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
2. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
3. 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年経過しない者
4. 指定を取り消され、その取り消し日から2年を経過しない者
5. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
6. 法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当するものがある者

４その他

　手数料（新規：15,000円、更新：10,000円）の納付が確認できましたら、指定証の発行、交付をいたします。